

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	肝炎医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、肝炎医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年10月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	肝炎医療費助成に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 肝炎治療特別促進事業実施要綱、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則(以下「規則」という。)に基づき、医療費の助成に関する申請があった場合、審査を行い結果を通知する。申請者は、保健所に申請を行い、県本庁に進達され、決定が行われる。 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領、大分県肝疾患定期検査費助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、検査費の助成に関する申請があった場合、審査を行い申請者に額の確定を通知のうえ助成する。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 肝炎治療 ① 医療費の助成に関する事務(規則第3条) ② 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第4条第1項、第4項) ③ 肝炎治療受給者証に関する事務(第4条第2項) ④ 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(規則第5条) ⑤ 認定の取消しに関する事務(規則第7条) (2) 肝がん・重度肝硬変治療 ① 医療費の助成に関する事務(規則第10条) ② 認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第11条) ③ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証に関する事務(第12条第1項) ④ 更新の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(規則第12条第3項) ⑤ 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(規則第13条) ⑥ 認定の取消しに関する事務(規則第15条第1項、第2項) (3) 肝疾患定期検査費 ① 検査費の助成に関する事務(要綱第1条) ② 検査費助成金申請・請求の受理、その申請・請求に係る内容についての審査又はその申請・請求に対する応答に関する事務(要綱第11条)
③システムの名称	大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、肝炎治療対策システム、肝がん重度肝硬変治療研究促進システム

2. 特定個人情報ファイル名

肝炎治療受給者台帳、肝がん・重度肝硬変治療参加者台帳、肝疾患定期検査費用助成対象者台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項 準法定事務主務省令の表の3の項、4の項、5の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項、165の項、166の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線:2757)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	-----------	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----	---

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	大分県個人情報の管理に関する規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	基礎項目評価書		新様式への変更		
令和7年10月7日	I-1-② 事務の概要		ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の追加	事後	
令和7年10月7日	I-2 特定個人情報ファイル名	肝炎治療受給者台帳、肝がん・重度肝硬変治療参加者台帳	肝炎治療受給者台帳、肝がん・重度肝硬変治療参加者台帳、肝疾患定期検査費用助成対象者台帳	事後	
令和7年10月7日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、第2項 準法定事務主務省令の表の4の項、5の項 番号利用条例別表第一の1の2の項	番号法第9条第1項、第2項 準法定事務主務省令の表の3の項、4の項、5の項	事後	
令和7年10月7日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項、165の項、166の項	事後	